

粗大ごみ処理手数料収納業務委託先選定基準

1 趣旨

この基準は、「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」第39条第5号(ア)に規定する廃棄物の処理手数料(収集粗大ごみ処理手数料)収納業務の委託先選定基準に関し必要な事項を定める。

2 委託業務

この業務内容は、粗大ごみ処理手数料処理券の保管、交付及び粗大ごみ処理手数料の収納業務とする。

3 選定基準

- (1) 公共料金等の収納及び管理業務の実績又は、能力を有すること。
- (2) 営業時間等で利便性が確保できること。
- (3) 売店本部等による業務のとりまとめが可能なこと。
- (4) 経営の安定及び継続性が認められること。
- (5) 日常生活必需品の販売等を行っていること。
- (6) 販売網が確保されていること。
- (7) 市内又は市内を含めた配送システムを有していること。
- (8) 防犯設備等が完備していること。
- (9) その他市長が上記の事項を達成できると認められるとき。

附則

この基準は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この基準は、平成26年10月31日から施行する。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。